

訪問入浴サービスえがお

(障害者自立支援事業)

運 営 規 定

(事業の目的)

第1条 たじま医療生活協同組合が開設する訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という）が行う訪問入浴介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営に関する事項を定め、事業所の訪問入浴介護の従事者（以下「訪問入浴従業者等」という）が要介護状態にある障害者（児）に対し、適正な訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問入浴介護サービスを提供する。
- 2 事業の実施にあたっては、関係自治体、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、適正なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前二項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」及び「豊岡市居宅生活支援事業実施要綱」に定める内容の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 訪問入浴サービスえがお
- 2 所在地 兵庫県豊岡市江本 396-1 102

(従業者の職種・人員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 訪問入浴介護従事者
看護師・准看護師（以下看護職員という）1名以上
介護員（以下介護職員という）2名以上

1名以上は常勤者とする。

○訪問介護員（以下介護職員という）は利用者の日常生活上介護並びに健康保持のための相談、入浴介助を行う。

○オペレーターは主に入浴車の操作、入浴の準備並びに入浴介助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、たじま医療生活協同組合規定に準ずるものとし、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日までとする。
但し、祝日及び盆休み（8月15日、但し15日が日曜の場合は前日の14日とする。）と、12月30日～1月3日までを除く。
- 2 営業時間 平日 8時45分～17時30分
土曜日 8時45分～12時45分までとする。

（訪問入浴介護の内容及び利用料等）

第6条 訪問入浴介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 湯船の用意（利用者の部屋への浴槽持ち込み）
 - (2) バイタルチェック・着替え準備・脱衣
 - (3) 湯船移動・洗髪・洗体
 - (4) 着衣・入浴後のバイタルチェック・片づけ
- 2 訪問入浴介護を提供した場合は利用者から訪問入浴介護の支払決定を行った市町の定める基準額の1割の額を利用者負担額として支払いを受けるものとする。
 - 3 次条に規定する通常の事業の実施地域の境界を越えて行う訪問入浴介護に要した交通費は、事前に利用者の同意を得て、その境界を越えたところから利用者宅までの実費を徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、豊岡市（旧但東町を除く）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 看護師等は、訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医、若しくは事業所の協力医療機関に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に連絡する。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第9条 訪問入浴介護の開始に際し、管理者若しくは訪問介護従業者等は、利用申込み者若しくはその家族に、サービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文書を

交付し、同意をする旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るために、研修の機会を設けるとともに、業務の体制を整備する。
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者若しくはその家族に、個人の情報を用いる旨の同意文書に署名（記名押印）を受けることとする。
 - 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、たじま医療生活協同組合及び事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

（苦情解決）

- 第11条 提供した訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した訪問入浴介護に関し、障害者自立支援法第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

附則 この規定は、平成21年4月1日をもって施行する。

平成28年1月21日 一部改正

別表1 利用料金

それぞれのサービスについて、通常時間帯（午前8時から午後6時まで）での料金は次のとおりです。

サービス内容

○ 訪問入浴介護	サービス利用料金	12,500円
	自己負担額	1,250円
○ 清拭又は部分浴	サービス利用料	8,750円
	自己負担額	875円